別紙２

（改　正　後）	（改　正　前）
当座勘定規定	**当座勘定規定**
１～３０．（省略）	１～３０．（省略）
３１．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第３０条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （省略）	**３１．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第３０条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （省略）
３２．（休眠預金等代替金に関する取扱い） （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略）	**３２．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略）
３３．　（以下省略）	**３３．**　（以下省略）
【小切手用法】 １．この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。 ２．小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。 なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 ３．小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。 ４．（１）金額は所定の金額欄に記入してください。 （２）金額をアラビア数字（算用数字、１、２、３・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「￥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、３桁ごとに「,」を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 （３）金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。 （４）金額欄には、第２項または第３項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。 ５．金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載	【小切手用法】 １．この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。 ２．小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。 なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 ３．小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し（追加）記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。 ４．（１）金額は所定の金額欄に記入してください。 （２）金額をアラビア数字（算用数字、１、２、３・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「￥」を、その終りには※、★などの終止符号（追加）を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 （３）金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。（追加） （追加） ５．金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載

（改　正　後）	（改　正　前）

（改正後）

事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、組合名、QR コード欄に重なることがないようにしてください。

6．小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記が QR コード欄に重なることがないようにしてください。

7．小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当組合所定の用紙により直ちに届け出てください。

8．小切手用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2				3		4			5		6		
漢数字	壹	壱	弌	弐	弍	貳	貳	参	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸	

	7			8		9		10		100			1,000			10,000	
	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉金、円、圓(円の異体字)、億
※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

【約束手形用法】

1．この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。

2．手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。

3．振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。

4．（1）金額は所定の金額欄に記入してください。

（2）金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。
なお、文字による複記はしないでください。

（3）金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

（4）金額欄には、第２項または第３項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

5．金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、組合名、QR コード欄に重なることがないようにしてください。

6．手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記その他の記載が QR コード欄に重なることがないようにしてください。

7．手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当組合所定の用紙により直ちに届け出てください。

（改正前）

事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。（追加）

6．小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。（追加）

7．小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当組合所定の用紙により直ちに届け出てください。

8．小切手用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

（追加）

【約束手形用法】

1．この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。

2．手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。

3．振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。

4．（1）金額は所定の金額欄に記入してください。

（2）金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号（追加）を印字してください。
なお、文字による複記はしないでください。

（3）金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。（追加）

（追加）

5．金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。（追加）

6．手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。（追加）

7．手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当組合所定の用紙により直ちに届け出てください。

（改　正　後）	（改　正　前）

（改正後）

８．手形用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2				3		4			5		6		
漢数字	壹	壱	弌	弐	弍	貳	貳	参	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸	

	7			8		9		10		100			1,000			10,000	
	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

【為替手形用法】

１．この手形用紙を用紙のままで他人に譲り渡すことはしないでください。

２．手形のお振出しにあたっては、支払人（引受人）が金融機関と当座勘定取引があることをできるだけ確かめてください。

３．手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。

４．振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。

５．（１）金額は所定の金額欄に記入してください。

（２）金額をアラビア数字（算用数字、１、２、３・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「￥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、３桁ごとに「,」を印字してください。

なお、文字による複記はしないでください。

（３）金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

（４）金額欄には、第２項または第３項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

６．金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、組合名に重なることがないようにしてください。

７．当店を支払場所とする手形のお引受けにあたっては、支払地、支払場所などを明確に記入のうえ、記名なつ印には、当店へお届けのご印章を使用してください。

８．手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。

９．手形用紙は大切に保管してください。

当店を支払場所とする手形について、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当組合所定の用紙により直ちに届け出てください。

１０．手形用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

（改正前）

８．手形用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

（追加）

【為替手形用法】

１．この手形用紙を用紙のままで他人に譲り渡すことはしないでください。

２．手形のお振出しにあたっては、支払人（引受人）が金融機関と当座勘定取引があることをできるだけ確かめてください。

３．手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。

４．振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。

５．（１）金額は所定の金額欄に記入してください。

（２）金額をアラビア数字（算用数字、１、２、３・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「￥」を、その終りには※、★などの終止符号（追加）を印字してください。

なお、文字による複記はしないでください。

（３）金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。（追加）

（追加）

６．金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。（追加）

７．当店を支払場所とする手形のお引受けにあたっては、支払地、支払場所などを明確に記入のうえ、記名なつ印には、当店へお届けのご印章を使用してください。

８．手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。

９．手形用紙は大切に保管してください。

当店を支払場所とする手形について、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当組合所定の用紙により直ちに届け出てください。

１０．手形用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

（追加）

（改　正　後）	（改　正　前）

	1			2				3		4			5		6	
漢数字	壹	壱	弌	弐	弐	貳	貳	参	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸

	7			8		9		10		100			1,000			10,000	
	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉金、円、圓(円の異体字)、億
※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

以上
（２０２２年４月１日現在）

以上
（２０２１年４月１日現在）

当座勘定規定（専用約束手形口用）

１～２７．（省略）

２８．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

（１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

①第２７条に掲げる異動が最後にあった日

②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日

（省略）

２９．（休眠預金等代替金に関する取扱い）

（１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

（２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

（省略）

３０．　（以下省略）

【約束手形用法】

１．この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。

２．手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。

３．振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。

当座勘定規定（専用約束手形口用）

１～２７．（省略）

２８．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

（１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

①第２７条に掲げる異動が最後にあった日

②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日

（省略）

２９．（休眠預金等代替金に関する取扱い）

（１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

（２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

（省略）

３０．　（以下省略）

【約束手形用法】

１．この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。

２．手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。

３．振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。

（改　正　後）	（改　正　前）

（改　正　後）

４．（１）金額は所定の金額欄に記入してください。
（２）金額をアラビア数字（算用数字、１、２、３・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「￥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、３桁ごとに「,」を印字してください。
なお、文字による複記はしないでください。
（３）金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
（４）金額欄には、第２項または第３項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
５．金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、組合名、QR コード欄に重なることがないようにしてください。
６．手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記が QR コード欄に重なることがないようにしてください。
７．手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当組合所定の用紙により直ちに届け出てください。
８．手形用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2				3		4			5		6	
漢数字	壹	壱	弌	弐	弍	貳	貳	参	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸

	7			8		9		10		100			1,000			10,000	
	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉金、円、圓(円の異体字)、億
※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

以上
（２０２２年４月１日現在）

（改　正　前）

４．（１）金額は所定の金額欄に記入してください。
（２）金額をアラビア数字（算用数字、１、２、３・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「￥」を、その終りには※、★などの終止符号（追加）を印字してください。
なお、文字による複記はしないでください。
（３）金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。（追加）

（追加）

５．金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。（追加）

６．手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。（追加）
７．手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当組合所定の用紙により直ちに届け出てください。
８．手形用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

（追加）

以上
（２０２１年４月１日現在）

普通貯金規定

１．～５．（省略）

６．（スウィングサービス）
（省略）
（３）振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。
①普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は、１千円以上千円単位で指定できます。
②普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は、１千円以上千円単位で指定できます。
（省略）

７．～１７．（省略）

１８．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）
（１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
①第１７条に掲げる異動が最後にあった日

普通貯金規定

１．～５．（省略）

６．（スウィングサービス）
（省略）
（３）振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。
①普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は（追加）１千円以上千円単位で指定できます。
②普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は(追加)１千円以上千円単位で指定できます。
（省略）

７．～１７．（省略）

１８．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）
（１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
①第１７条に掲げる異動が最後にあった日

（改　正　後）	（改　正　前）
②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （省略） **１９．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） **２０．**以下省略 以上 （２０２２年４月１日現在）	②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （省略） **１９．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） **２０．**以下省略 以上 （２０２１年１０月１日現在）
総合口座取引規定 **１．**（省略） **２．（取扱店の範囲）** （１）普通貯金は、当店のほか当組合のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。）ができます。また、当組合が提携した県内の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。以下、「提携組合」といいます。）においても、普通貯金への預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。）ができるほか、一部を除き、当組合が提携した県外の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。）の自動化機器においても、通帳による預入れができます。ただし、当店以外での払戻しの際の１回および１日あたりの限度額は、当組合所定の金額の範囲内とします。 （２）定期貯金の預入れは当組合所定の金額以上とし、この預入れ、解約は当店で取扱います。ただし、２件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。また、定期貯金の自動化機器における預入れは、当店のほか、一部を除き、当組合の他の本・支店（所）および当組合が提携した県内外の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。）においても取扱います。 （省略） **３．～４．**（省略） **５．（スウィングサービス）** （省略） （３）振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。	**総合口座取引規定** **１．**（省略） **２．（取扱店の範囲）** （１）普通貯金は、当店のほか当組合のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。）ができます。また、当組合が提携した県内の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。以下、「提携組合」といいます。）においても、普通貯金への預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。）ができるほか、一部を除き、当組合が提携した県外の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。）の自動化機器においても、通帳による預入れができます。ただし、当店以外での払戻しの際の１回および１日あたりの限度額は、当組合所定の金額の範囲内とします。 （２）定期貯金の預入れは当組合所定の金額以上とし、この預入れ、解約は当店のみで取扱います。ただし、２件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。また、定期貯金の自動化機器における預入れは、当店のほか、一部を除き、当組合の他の本・支店（所）および当組合が提携した県内外の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。）においても取扱います。 （省略） **３．～４．**（省略） **５．（スウィングサービス）** （省略） （３）振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。

（改　正　後）	（改　正　前）
①普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は、１千円以上千円単位で指定できます。 ②普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は、１千円以上千円単位で指定できます。 （省略） ６．～２０．（省略） **２１．（休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い）** （１）この取引における貯金のいずれかに各貯金規定に定める将来における債権の行使が期待される事由が生じた場合には、他の貯金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。 （２）この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合（当組合の当該各取引の規定により取扱います。）、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等（休眠預金等活用法第２条第３項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し（削除）ます。）は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。 ２２．以下省略 以　上 （２０２２年４月１日現在）	①普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は（追加）１千円以上千円単位で指定できます。 ②普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は(追加)１千円以上千円単位で指定できます。 （省略） ６．～２０．（省略） **２１．（休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い）** （１）この取引における貯金のいずれかに各貯金規定に定める将来における債権の行使が期待される事由が生じた場合には、他の貯金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。 （２）この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合（当組合の当該各取引の規定により取扱います。）、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等（休眠預金等活用法第２条第３項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。 ２２．以下省略 以　上 （２０２１年１０月１日現在）
営農貯金規定 １～１６．（省略） **１７．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第１６条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 （省略） **１８．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） １９．以下省略 以　上 （２０２２年４月１日現在）	**営農貯金規定** １～１６．（省略） **１７．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第１６条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 （省略） **１８．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） １９．以下省略 以　上 （２０２１年１０月１日現在）

（改　正　後）	（改　正　前）
こども貯金規定 １～１２．（省略） **１３．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第１２条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 （省略） **１４．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） １５．以下省略 以　上 （２０２２年４月１日現在）	**こども貯金規定** １～１２．（省略） **１３．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第１２条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 （省略） **１４．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） １５．以下省略 以　上 （２０２１年１０月１日現在）
普通貯金無利息型（決済用）規定 １～５．（省略） **６．（スウィングサービス）** （省略） （３）振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。 ①普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は、１千円以上千円単位で指定できます。 ②普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は、１千円以上千円単位で指定できます。 （省略） ７～１７．（省略） **１８．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第１７条に掲げる異動が最後にあった日	**普通貯金無利息型（決済用）規定** １～５．（省略） **６．（スウィングサービス）** （省略） （３）振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。 ①普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は（追加）１千円以上千円単位で指定できます。 ②普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は（追加）１千円以上千円単位で指定できます。 （省略） ７～１７．（省略） **１８．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第１７条に掲げる異動が最後にあった日

（改　正　後）	（改　正　前）
②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （省略） **１９．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） **２０．**以下省略 以　上 （２０２２年４月１日現在）	②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （省略） **１９．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） **２０．**以下省略 以　上 （２０２１年１０月１日現在）
総合口座（普通貯金無利息型）取引規定 **１．**（省略） **２．（取扱店の範囲）** （１）普通貯金は、当店のほか当組合のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。）ができます。また、当組合が提携した県内の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。以下、「提携組合」といいます。）においても、普通貯金への預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。）ができるほか、一部を除き、当組合が提携した県外の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。）の自動化機器においても、通帳による預入れができます。ただし、当店以外での払戻しの際の１回および１日あたりの限度額は、当組合所定の金額の範囲内とします。 （２）定期貯金の預入れは当組合所定の金額以上とし、この預入れ、解約は当店で取扱います。ただし、２件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。また、定期貯金の自動化機器における預入れは、当店のほか、一部を除き、当組合の他の本・支店（所）および当組合が提携した県内外の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。）においても取扱います。 **３．～４．**（省略） **５．（スウィングサービス）** （省略） （３）振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。 ①普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は、１千円以上千円単位で指定できます。 ②普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は、１千円以上千円単位で指定できます。	**総合口座（普通貯金無利息型）取引規定** **１．**（省略） **２．（取扱店の範囲）** （１）普通貯金は、当店のほか当組合のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。）ができます。また、当組合が提携した県内の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。以下、「提携組合」といいます。）においても、普通貯金への預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。）ができるほか、一部を除き、当組合が提携した県外の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。）の自動化機器においても、通帳による預入れができます。ただし、当店以外での払戻しの際の１回および１日あたりの限度額は、当組合所定の金額の範囲内とします。 （２）定期貯金の預入れは当組合所定の金額以上とし、この預入れ、解約は当店のみで取扱います。ただし、２件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。また、定期貯金の自動化機器における預入れは、当店のほか、一部を除き、当組合の他の本・支店（所）および当組合が提携した県内外の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。）においても取扱います。 **３．～４．**（省略） **５．（スウィングサービス）** （省略） （３）振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。 ①普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は（追加）１千円以上千円単位で指定できます。 ②普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は(追加)１千円以上千円単位で指定できます。

（改　正　後）	（改　正　前）
（省略） ６．以下省略 以　上 （２０２２年４月１日現在）	（省略） ６．以下省略 以　上 （２０２１年１０月１日現在）
貯蓄貯金規定 １～６．（省略） ７．（スウィングサービス） （省略） （３）振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。 ①普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は、１千円以上千円単位で指定できます。 ②普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は、１千円以上千円単位で指定できます。 （省略） ８．～１８．（省略） １９．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第１８条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （省略） ２０．（休眠預金等代替金に関する取扱い） （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） ２１．以下省略 以上 （２０２２年４月１日現在）	**貯蓄貯金規定** １～６．（省略） ７．（スウィングサービス） （省略） （３）振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。 ①普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は（追加）１千円以上千円単位で指定できます。 ②普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は(追加)１千円以上千円単位で指定できます。 （省略） ８．～１８．（省略） １９．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第１８条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （省略） ２０．（休眠預金等代替金に関する取扱い） （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） ２１．以下省略 以　上 （２０２１年１０月１日現在）
納税準備貯金規定 １～１７．（省略）	**納税準備貯金規定** １～１７．（省略）

（改　正　後）	（改　正　前）
１８．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第１７条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （省略） １９．（休眠預金等代替金に関する取扱い） （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） ２０．以下省略 以　上 （２０２２年４月１日現在）	１８．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第１７条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （省略） １９．（休眠預金等代替金に関する取扱い） （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） ２０．以下省略 以　上 （２０２１年４月１日現在）
出資予約貯金規定 １～１５．（省略） １６．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第１５条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （省略） １７．（休眠預金等代替金に関する取扱い） （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。	出資予約貯金規定 １～１５．（省略） １６．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第１５条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （省略） １７．（休眠預金等代替金に関する取扱い） （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

（改　正　後）	（改　正　前）
（２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） １８．以下省略 以　上 （２０２２年４月１日現在）	（２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） １８．以下省略 以　上 （２０２１年４月１日現在）
スーパー定期貯金規定（単利型） １～１３．（省略） **１４．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第１３条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （２）第１項第２号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①預入期間、計算期間または償還期間の末日 ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合　当該事由が生じた期間の満期日 Ａ 第１３条に掲げる異動事由 Ｂ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 （省略） **１５．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） １６．以下省略 以上 （２０２２年４月１日現在）	**スーパー定期貯金規定（単利型）** １～１３．（省略） **１４．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第１３条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （２）第１項第２号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①預入期間、計算期間または償還期間の末日 ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合　当該事由が生じた期間の満期日 Ａ 第１３条に掲げる異動事由 Ｂ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 （省略） **１５．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） １６．以下省略 以上 （２０２１年４月１日現在）

（改　正　後）	（改　正　前）

スーパー定期貯金規定（複利型）

１～１２．（省略）

１３．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

（１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

①第１２条に掲げる異動が最後にあった日

②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日

（２）第１項第２号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

①預入期間、計算期間または償還期間の末日

②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合　当該事由が生じた期間の満期日

Ａ 第１２条に掲げる異動事由

Ｂ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

（省略）

１４．（休眠預金等代替金に関する取扱い）

（１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

（２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

（省略）

１５．以下省略

以上

（２０２２年４月１日現在）

スーパー定期貯金規定（複利型）

１～１２．（省略）

１３．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

（１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

①第１２条に掲げる異動が最後にあった日

②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日

（２）第１項第２号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

①預入期間、計算期間または償還期間の末日

②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合　当該事由が生じた期間の満期日

Ａ 第１２条に掲げる異動事由

Ｂ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

（省略）

１４．（休眠預金等代替金に関する取扱い）

（１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

（２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

（省略）

１５．以下省略

以上

（２０２１年４月１日現在）

スーパー定期貯金規定（利息分割型）

１～１２．（省略）

１３．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

（１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

スーパー定期貯金規定（利息分割型）

１～１２．（省略）

１３．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

（１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

（改　正　後）	（改　正　前）
①第１２条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （２）第１項第２号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①預入期間、計算期間または償還期間の末日 ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合　当該事由が生じた期間の満期日 Ａ 第１２条に掲げる異動事由 Ｂ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 （省略） **１４．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） １５．以下省略 以上 （２０２２年４月１日現在）	①第１２条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （２）第１項第２号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①預入期間、計算期間または償還期間の末日 ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合　当該事由が生じた期間の満期日 Ａ 第１２条に掲げる異動事由 Ｂ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 （省略） **１４．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） １５．以下省略 以上 （２０２１年４月１日現在）
自動継続スーパー定期貯金規定（単利型） １～１３．（省略） **１４．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第１３条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。	**自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）** １～１３．（省略） **１４．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第１３条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

（改　正　後）	（改　正　前）
④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （２）第１項第２号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①預入期間、計算期間または償還期間の末日 ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合　当該事由が生じた期間の満期日 Ａ 第１３条に掲げる異動事由 Ｂ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 （省略） **１５．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） **１６．**以下省略 以上 （２０２２年４月１日現在）	④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （２）第１項第２号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①預入期間、計算期間または償還期間の末日 ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合　当該事由が生じた期間の満期日 Ａ 第１３条に掲げる異動事由 Ｂ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 （省略） **１５．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） **１６．**以下省略 以上 （２０２１年４月１日現在）
自動継続スーパー定期貯金規定（複利型） **１～１２．**（省略） **１３．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第１２条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （２）第１項第２号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①預入期間、計算期間または償還期間の末日 ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合　当該事由が生じた期間の満期日 Ａ 第１２条に掲げる異動事由 Ｂ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。	**自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）** **１～１２．**（省略） **１３．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第１２条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （２）第１項第２号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①預入期間、計算期間または償還期間の末日 ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合　当該事由が生じた期間の満期日 Ａ 第１２条に掲げる異動事由 Ｂ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。

（改　正　後）	（改　正　前）
ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 （省略） **１４．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） １５．以下省略 以上 （２０２２年４月１日現在）	ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 （省略） **１４．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） １５．以下省略 以上 （２０２１年４月１日現在）
自動継続スーパー定期貯金規定（利息分割型） １～１２．（省略） **１３．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第１２条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （２）第１項第２号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①預入期間、計算期間または償還期間の末日 ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合　当該事由が生じた期間の満期日 Ａ 第１２条に掲げる異動事由 Ｂ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 （省略） **１４．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。	**自動継続スーパー定期貯金規定（利息分割型）** １～１２．（省略） **１３．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第１２条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （２）第１項第２号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①預入期間、計算期間または償還期間の末日 ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合　当該事由が生じた期間の満期日 Ａ 第１２条に掲げる異動事由 Ｂ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 （省略） **１４．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

（改　正　後）	（改　正　前）
（２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） １５．以下省略 以上 （２０２２年４月１日現在）	（２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） １５．以下省略 以上 （２０２１年４月１日現在）
大口定期貯金規定 １～１２．（省略） **１３．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第１２条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （２）第１項第２号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①預入期間、計算期間または償還期間の末日 ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合　当該事由が生じた期間の満期日 Ａ　第１２条に掲げる異動事由 Ｂ 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 （省略） **１４．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） １５．以下省略	**大口定期貯金規定** １～１２．（省略） **１３．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第１２条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （２）第１項第２号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①預入期間、計算期間または償還期間の末日 ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合　当該事由が生じた期間の満期日 Ａ 第１２条に掲げる異動事由 Ｂ 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 （省略） **１４．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） １５．以下省略

（改　正　後）	（改　正　前）
以上 （２０２２年４月１日現在）	以上 （２０２１年４月１日現在）
自動継続大口定期貯金規定 １～１２．（省略） **１３．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第１２条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （２）第１項第２号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日） ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合　当該事由が生じた期間の満期日 Ａ 第１２条に掲げる異動事由 Ｂ 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 （省略） **１４．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） １５．以下省略 以上 （２０２２年４月１日現在）	**自動継続大口定期貯金規定** １～１２．（省略） **１３．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第１２条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （２）第１項第２号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日） ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合　当該事由が生じた期間の満期日 Ａ 第１２条に掲げる異動事由 Ｂ 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 （省略） **１４．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） １５．以下省略 以上 （２０２１年４月１日現在）
期日指定定期貯金規定 １～１２．（省略） **１３．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日を	**期日指定定期貯金規定** １～１２．（省略） **１３．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日を

（改　正　後）	（改　正　前）
いうものとします。 ①第１２条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （２）第１項第２号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①預入期間、計算期間または償還期間の末日 ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合　当該事由が生じた期間の満期日 Ａ 第１２条に掲げる異動事由 Ｂ 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 （省略） **１４．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） **１５．**以下省略 以上 （２０２２年４月１日現在）	いうものとします。 ①第１２条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （２）第１項第２号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①預入期間、計算期間または償還期間の末日 ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合　当該事由が生じた期間の満期日 Ａ 第１２条に掲げる異動事由 Ｂ 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 （省略） **１４．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） **１５．**以下省略 以上 （２０２１年４月１日現在）
自動継続期日指定定期貯金規定 **１～３．**（省略） **１４．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第１３条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。	**自動継続期日指定定期貯金規定** **１～３．**（省略） **１４．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第１３条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

（改　正　後）	（改　正　前）
④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （２）第１項第２号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日） ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合　当該事由が生じた期間の満期日 Ａ 第１３条に掲げる異動事由 Ｂ 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 （省略） **１５．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） １６．以下省略 以上 （２０２２年４月１日現在）	④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （２）第１項第２号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日） ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合　当該事由が生じた期間の満期日 Ａ 第１３条に掲げる異動事由 Ｂ 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 （省略） **１５．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）　この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）　前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） １６．以下省略 以上 （２０２１年４月１日現在）
変動金利定期貯金規定（単利型） １～１３．（省略） **１４．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第１３条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （２）第１項第２号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①預入期間、計算期間または償還期間の末日 ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合　当該事由が生じた期間の満期日 Ａ 第１３条に掲げる異動事由 Ｂ 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。	**変動金利定期貯金規定（単利型）** １～１３．（省略） **１４．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第１３条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （２）第１項第２号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①　預入期間、計算期間または償還期間の末日 ②　初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合　当該事由が生じた期間の満期日 Ａ 第１３条に掲げる異動事由 Ｂ 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。

（改　正　後）	（改　正　前）
ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 （省略） **１５．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） **１６．**以下省略 以上 （２０２２年４月１日現在）	ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 （省略） **１５．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） **１６．**以下省略 以上 （２０２１年４月１日現在）
変動金利定期貯金規定（複利型） **１～１３．**（省略） **１４．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第１３条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （２）第１項第２号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①預入期間、計算期間または償還期間の末日 ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合　当該事由が生じた期間の満期日 Ａ 第１３条に掲げる異動事由 Ｂ 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 （省略） **１５．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求す	**変動金利定期貯金規定（複利型）** **１～１３．**（省略） **１４．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第１３条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （２）第１項第２号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①預入期間、計算期間または償還期間の末日 ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合　当該事由が生じた期間の満期日 Ａ 第１３条に掲げる異動事由 Ｂ 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 （省略） **１５．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求す

（改　正　後）	（改　正　前）
ることができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） １６．以下省略 以上 （２０２２年４月１日現在）	ることができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） １６．以下省略 以上 （２０２１年４月１日現在）
自動継続変動金利定期貯金規定（単利型） １～１３．（省略） **１４．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第１３条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （２）第１項第２号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日） ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合　当該事由が生じた期間の満期日 Ａ 第１３条に掲げる異動事由 Ｂ 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 （省略） **１５．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） １６．以下省略	**自動継続変動金利定期貯金規定（単利型）** １～１３．（省略） **１４．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第１３条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （２）第１項第２号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日） ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合　当該事由が生じた期間の満期日 Ａ 第１３条に掲げる異動事由 Ｂ 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 （省略） **１５．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） １６．以下省略

（改　正　後）	（改　正　前）
以上 （２０２２年４月１日現在）	以上 （２０２１年４月１日現在）
自動継続変動金利定期貯金規定（複利型） １～１３．（省略） **１４．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第１３条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （２）第１項第２号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日） ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合　当該事由が生じた期間の満期日 Ａ　第１３条に掲げる異動事由 Ｂ　当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 （省略） **１５．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） １６．以下省略 以上 （２０２２年４月１日現在）	**自動継続変動金利定期貯金規定（複利型）** １～１３．（省略） **１４．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第１３条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④ この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （２）第１項第２号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日） ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合　当該事由が生じた期間の満期日 Ａ　第１３条に掲げる異動事由 Ｂ　当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 （省略） **１５．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） １６．以下省略 以上 （２０２１年４月１日現在）
据置定期貯金規定 １～１２．（省略） **１３．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）**	**据置定期貯金規定** １～１２．（省略） **１３．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）**

（改　正　後）	（改　正　前）
（１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第１２条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （２）第１項第２号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①預入期間、計算期間または償還期間の末日 ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合　当該事由が生じた期間の満期日 Ａ 第１２条に掲げる異動事由 Ｂ 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 （省略） **１４．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） １５．以下省略 以上 （２０２２年４月１日現在）	（１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第１２条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④ この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （２）第１項第２号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①預入期間、計算期間または償還期間の末日 ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合　当該事由が生じた期間の満期日 Ａ 第１２条に掲げる異動事由 Ｂ 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 （省略） **１４．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） １５．以下省略 以上 （２０２１年４月１日現在）
自動継続据置定期貯金規定 １～１３．（省略） **１４．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第１３条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただ	**自動継続据置定期貯金規定** １～１３．（省略） **１４．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第１３条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただ

（改　正　後）	（改　正　前）
し、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （２）第１項第２号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①預入期間、計算期間または償還期間の末日 ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合　当該事由が生じた期間の満期日 Ａ 第１３条に掲げる異動事由 Ｂ 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 （省略） **１５．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） １６．以下省略 以上 （２０２２年４月１日現在）	し、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （２）第１項第２号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①預入期間、計算期間または償還期間の末日 ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合　当該事由が生じた期間の満期日 Ａ 第１３条に掲げる異動事由 Ｂ 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 （省略） **１５．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） １６．以下省略 以上 （２０２１年４月１日現在）
定期積金規定 １～２０．（省略） **２１．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** （１）この積金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第２０条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における積金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、積金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が積金契約者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が積金契約者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が積金契約者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 （省略） **２２．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この積金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの積金に係る債権は	**定期積金規定** １～２０．（省略） **２１．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** （１）この積金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第２０条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における積金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、積金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が積金契約者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が積金契約者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が積金契約者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 （省略） **２２．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この積金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの積金に係る債権は

（改　正　後）	（改　正　前）
消滅し、積金契約者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、積金契約者等は、当組合を通じてこの積金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、積金契約者等は、当組合に対して有していた積金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） ２３．以下省略 以上 （２０２２年４月１日現在）	消滅し、積金契約者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、積金契約者等は、当組合を通じてこの積金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、積金契約者は、当組合に対して有していた積金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） ２３．以下省略 以上 （２０２１年１０月１日現在）
積立式定期貯金規定 １～１４．（省略） **１５．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第１４条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （２）第１項第２号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日） ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合　当該事由が生じた期間の満期日 Ａ 第１４条に掲げる異動事由 Ｂ 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 （省略） **１６．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） １７．以下省略	**積立式定期貯金規定** １～１４．（省略） **１５．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第１４条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （２）第１項第２号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日） ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合　当該事由が生じた期間の満期日 Ａ 第１４条に掲げる異動事由 Ｂ 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 （省略） **１６．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） １７．以下省略

（改　正　後）	（改　正　前）
以上 （２０２２年４月１日現在）	以上 （２０２１年４月１日現在）
通知貯金規定 １～１２．（省略） **１３．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第１２条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （２）第１項第２号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①預入期間、計算期間または償還期間の末日 ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合　当該事由が生じた期間の満期日 Ａ　第１２条に掲げる異動事由 Ｂ　当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 （省略） **１４．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） １５．以下省略 以上 （２０２２年４月１日現在）	**通知貯金規定** １～１２．（省略） **１３．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** （１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第１２条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （２）第１項第２号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①預入期間、計算期間または償還期間の末日 ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合　当該事由が生じた期間の満期日 Ａ　第１２条に掲げる異動事由 Ｂ　当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 （省略） **１４．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） １５．以下省略 以上 （２０２１年４月１日現在）
カード規定 **１．（カードの利用）** 普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）、総合口座取引および総合口座（普通貯金無利息型）取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。）、貯蓄貯金およびＪＡカードローンについて発行したＪＡローンカード（キャッシュカード）（以下、これらを「カード」といいます。）	**カード規定** **１．（カードの利用）** 普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）、総合口座取引および総合口座（普通貯金無利息型）取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。）、貯蓄貯金およびＪＡカードローンについて発行したＪＡローンカード（キャッシュカード）（以下、これらを「カード」といいます。）

（改　正　後）	（改　正　前）
は、それぞれ当該貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。 　ただし、カードローンの貸越、返済についての利用は、当組合とカードローン取引約定のある場合に限ります。 　①～④（省略） 　⑤　当組合および提携組合の窓口（窓口端末機接続の暗証番号打鍵装置を設置している窓口に限る。）で入金および払戻しを行う場合 　⑥　その他当組合所定の取引をする場合 **２．（貯金機による入金）** （省略） **３．（支払機による払戻し）** (1)～(2)（省略） (3)　支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第６条第１項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。 **４．（カードによる窓口での入金および払戻し）** (1)　カードによる窓口での入金の際は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）所定の入金票に届出の氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。 (2)　カードによる窓口での払戻しの際は、当組合所定の払戻請求書に金額および届出の氏名を記入のうえカードとともに提出し、届出の暗証を暗証番号打鍵装置のボタンにより正確に入力してください。 　なお、提携組合の窓口での払戻しの際は、カードを提出し、その提携組合所定の手続きに従ってください。 (3)　カードによる窓口での入金、払戻しの際の１回あたりの限度額は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）が定めるところによるものとします。 (4)　窓口でカードにより払戻す場合に、払戻請求金額と第６条第１項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。 **５．（振込機による振込）** （省略） **６．（自動機利用手数料等）** (1)　貯金機を使用して入金する場合、貯金機、支払機または振込機を使用して払戻しをする場合（カードによる窓口での入金および払戻しを含みます。）には、当組合および入金提携先・出金提携先所定の貯金機、支払機および振込機の利用に関する手数料（以下、「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。 (2)～(3)　（省略） **７．（代理人による預入れ・払戻しおよび振込）** （省略） **８．（貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い）** （省略） **９．（カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入）** 　カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額および振込手数料金額の通帳記	は、それぞれ当該貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。 　ただし、カードローンの貸越、返済についての利用は、当組合とカードローン取引約定のある場合に限ります。 　①～④（省略） 　（追加） 　⑤　その他当組合所定の取引をする場合 **２．（貯金機による入金）** （省略） **３．（支払機による払戻し）** (1)～(2)（省略） (3)　支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第５条第１項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。 （追加） **４．（振込機による振込）** （省略） **５．（自動機利用手数料等）** (1)　貯金機を使用して入金する場合、貯金機、支払機または振込機を使用して払戻しをする場合（追加）には、当組合および入金提携先・出金提携先所定の貯金機、支払機および振込機の利用に関する手数料（以下、「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。 (2)～(3)　（省略） **６．（代理人による預入れ・払戻しおよび振込）** （省略） **７．（貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い）** （省略） **８．（カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入）** 　カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額および振込手数料金額の通帳記

（改　正　後）	（改　正　前）
入は、通帳が当組合および全国の提携組合の貯金機、振込機、支払機もしくは通帳記帳機で使用された場合または当組合本支店（所）および全国の提携組合の窓口に提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。	入は、通帳が当組合および全国の提携組合の貯金機、振込機、支払機もしくは通帳記帳機で使用された場合または当組合本支店（所）および全国の提携組合の窓口に提出された場合に行います。（追加）
１０．（カード・暗証の管理等） (1)　当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ貯金の払戻しを行います。当組合の窓口においても同様にカードを確認し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。 (2)～(3)　（省略）	**９．（カード・暗証の管理等）** (1)　当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ貯金の払戻しを行います。（追加） (2)～(3)　（省略）
１１．（偽造カード等による払戻し等） （省略）	**１０．（偽造カード等による払戻し等）** （省略）
１２．（盗難カードによる払戻し等） （省略）	**１１．（盗難カードによる払戻し等）** （省略）
１３．（カードの紛失、届出事項の変更等） （省略）	**１２．（カードの紛失、届出事項の変更等）** （省略）
１４．（カードの再発行等） （省略）	**１３．（カードの再発行等）** （省略）
１５．（貯金機、支払機、振込機への誤入力等） （省略）	**１４．（貯金機、支払機、振込機への誤入力等）** （省略）
１６．（解約、カードの利用停止等） (1)～(2)　（省略） (3)　次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。ただし、後記③の場合は、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。 ①　第17条に定める規定に違反した場合 ②～④　（省略）	**１５．（解約、カードの利用停止等）** (1)～(2)　（省略） (3)　次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。ただし、後記③の場合は、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。 ①　第16条に定める規定に違反した場合 ②～④　（省略）
１７．（譲渡、質入れ等の禁止） （省略） 以　上 （２０２２年４月１日現在）	**１６．（譲渡、質入れ等の禁止）** （省略） 以　上 （２０２０年４月１日現在）
ＩＣカード規定	**ＩＣカード規定**
１．（カードの利用） (1)　普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）、総合口座取引および総合口座(普通貯金無利息型)取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。)、貯蓄貯金およびＪＡカードローン（キャッシュカード）について発行したＩＣチップを搭載したＩＣキャッシュカード（以下、これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。	**１．（カードの利用）** (1)　普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）、総合口座取引および総合口座(普通貯金無利息型)取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。)、貯蓄貯金およびＪＡカードローン（キャッシュカード）について発行したＩＣチップを搭載したＩＣキャッシュカード（以下、これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。

（改　正　後）	（改　正　前）
ただし、カードローンの貸越、返済についての利用は、当組合とカードローン取引約定のある場合に限ります。 ①～④　（省略） ⑤　当組合および提携組合の窓口（窓口端末機接続の暗証番号打鍵装置を設置している窓口に限る。）で入金および払戻しを行う場合 ⑥　その他当組合所定の取引をする場合	ただし、カードローンの貸越、返済についての利用は、当組合とカードローン取引約定のある場合に限ります。 ①～④　（省略） （追加） ⑤　その他当組合所定の取引をする場合
２．（貯金機による入金） （省略）	**２．（貯金機による入金）** （省略）
３．（支払機による払戻し） (1)～(2)（省略） (3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第６条第１項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。	**３．（支払機による払戻し）** (1)～(2)（省略） (3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第５条第１項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。
４．（カードによる窓口での入金および払戻し） (1) カードによる窓口での入金の際は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）所定の入金票に届出の氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。 (2) カードによる窓口での払戻しの際は、当組合所定の払戻請求書に金額および届出の氏名を記入のうえカードとともに提出し、届出の暗証を暗証番号打鍵装置のボタンにより正確に入力してください。 なお、提携組合の窓口での払戻しの際は、カードを提出し、その提携組合所定の手続きに従ってください。 (3) カードによる窓口での入金、払戻しの際の１回あたりの限度額は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）が定めるところによるものとします。 (4) 窓口でカードにより払戻す場合に、払戻請求金額と第６条第１項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。	（追加）
５．（振込機による振込） （省略）	**４．（振込機による振込）** （省略）
６．（自動機利用手数料等） (1) 貯金機を使用して入金する場合、貯金機、支払機または振込機を使用して払戻しをする場合（カードによる窓口での入金および払戻しを含みます。）には、当組合および入金提携先・出金提携先所定の貯金機、支払機および振込機の利用に関する手数料（以下、「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。 (2)～(3)　（省略）	**５．（自動機利用手数料等）** (1) 貯金機を使用して入金する場合、貯金機、支払機または振込機を使用して払戻しをする場合（追加）には、当組合および入金提携先・出金提携先所定の貯金機、支払機および振込機の利用に関する手数料（以下、「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。 (2)～(3)　（省略）
７．（代理人による預入れ・払戻しおよび振込） （省略）	**６．（代理人による預入れ・払戻しおよび振込）** （省略）
８．（貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い） （省略）	**７．（貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い）** （省略）
９．（カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入） カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合および全国の提携組合の貯金機、振込機、支払機もしくは通帳記帳機で使用された場合	**８．（カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入）** カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合および全国の提携組合の貯金機、振込機、支払機もしくは通帳記帳機で使用された場合

（改　正　後）	（改　正　前）
または当組合本支店（所）および全国の提携組合の窓口に提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。 **１０．（カード・暗証の管理等）** (1) 当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードの電磁的または電子的情報が、当組合が本人に交付したカードに関して登録されている電磁的または電子的情報と一致すること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。当組合の窓口においても同様にカードを確認し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。 (2)～(3)　（省略） **１１．（偽造カード等による払戻し等）** （省略） **１２．（盗難カードによる払戻し等）** （省略） **１３．（カードの紛失、届出事項の変更等）** （省略） **１４．（カードの再発行等）** （省略） **１５．（貯金機、支払機、振込機への誤入力等）** （省略） **１６．（解約、カードの利用停止等）** (1)～(2)　（省略） (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。ただし、後記③の場合は、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。 ①　第17条に定める規定に違反した場合 ②～④　（省略） **１７．（譲渡、質入れ等の禁止）** （省略） **１８．（規定の適用）** （省略） 以　上 （２０２２年４月１日現在）	または当組合本支店（所）および全国の提携組合の窓口に提出された場合に行います。（追加） **９．（カード・暗証の管理等）** (1) 当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードの電磁的または電子的情報が、当組合が本人に交付したカードに関して登録されている電磁的または電子的情報と一致すること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。（追加） (2)～(3)　（省略） **１０．（偽造カード等による払戻し等）** （省略） **１１．（盗難カードによる払戻し等）** （省略） **１２．（カードの紛失、届出事項の変更等）** （省略） **１３．（カードの再発行等）** （省略） **１４．（貯金機、支払機、振込機への誤入力等）** （省略） **１５．（解約、カードの利用停止等）** (1)～(2)　（省略） (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。ただし、後記③の場合は、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。 ①　第16条に定める規定に違反した場合 ②～④　（省略） **１６．（譲渡、質入れ等の禁止）** （省略） **１７．（規定の適用）** （省略） 以　上 （２０２０年４月１日現在）
法人用ＩＣカード規定 **１．（カードの利用）** 普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）を含みます。以下、同じです。）について発行したＩＣチップを搭載したＩＣキャッシュカード（以下、「カード」といいま	**法人用ＩＣカード規定** **１．（カードの利用）** 普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）を含みます。以下、同じです。）について発行したＩＣチップを搭載したＩＣキャッシュカード（以下、「カード」といいま

（改　正　後）	（改　正　前）
す。）は、当該貯金口座について、次の場合に利用することができます。 ①～④　（省略） ⑤　当組合および提携組合の窓口（窓口端末機接続の暗証番号打鍵装置を設置している窓口に限る。）で入金および払戻しを行う場合 ⑥　その他当組合所定の取引をする場合	す。）は、当該貯金口座について、次の場合に利用することができます。 ①～④　（省略） （追加） ⑤　その他当組合所定の取引をする場合
２．（貯金機による入金） （省略）	**２．（貯金機による入金）** （省略）
３．（支払機による払戻し） (1)～(2)　（省略） (3)　支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第６条第１項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。	**３．（支払機による払戻し）** (1)～(2)　（省略） (3)　支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第５条第１項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。
４．（カードによる窓口での入金および払戻し） (1)　カードによる窓口での入金の際は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）所定の入金票に届出の法人名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。 (2)　カードによる窓口での払戻しの際は、当組合所定の払戻請求書に金額および届出の法人名を記入のうえカードとともに提出し、届出の暗証を暗証番号打鍵装置のボタンにより正確に入力してください。 　なお、提携組合の窓口での払戻しの際は、カードを提出し、その提携組合所定の手続きに従ってください。 (3)　カードによる窓口での入金、払戻しの際の１回あたりの限度額は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）が定めるところによるものとします。 (4)　窓口でカードにより払戻す場合に、払戻請求金額と第６条第１項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。	（追加）
５．（振込機による振込） （省略）	**４．（振込機による振込）** （省略）
６．（自動機利用手数料等） (1)　貯金機を使用して入金する場合、貯金機、支払機または振込機を使用して払戻しをする場合（カードによる窓口での入金および払戻しを含みます。）には、当組合および提携組合所定の貯金機、支払機および振込機の利用に関する手数料（以下、「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。 (2)～(3)　（省略）	**５．（自動機利用手数料等）** (1)　貯金機を使用して入金する場合、貯金機、支払機または振込機を使用して払戻しをする場合（追加）には、当組合および提携組合所定の貯金機、支払機および振込機の利用に関する手数料（以下、「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。 (2)～(3)　（省略）
７．（代理人による入金・払戻しおよび振込） （省略）	**６．（代理人による入金・払戻しおよび振込）** （省略）
８．（貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い） （省略）	**７．（貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い）** （省略）
９．（カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入） 　カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合および提携組合の貯金機、振込機、支払機もしくは通帳記帳機で使用された場合または	**８．（カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入）** 　カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合および提携組合の貯金機、振込機、支払機もしくは通帳記帳機で使用された場合または

（改　正　後）	（改　正　前）
当組合本支店（所）および提携組合の窓口に提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。	当組合本支店（所）および提携組合の窓口に提出された場合に行います。（追加）
１０．（カード・暗証の管理等） (1)　当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードの電磁的または電子的情報が、当組合が交付したカードに関して登録されている電磁的または電子的情報と一致すること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。当組合の窓口においても同様にカードを確認し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。 (2)～(3)　（省略）	**９．（カード・暗証の管理等）** (1)　当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードの電磁的または電子的情報が、当組合が交付したカードに関して登録されている電磁的または電子的情報と一致すること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。（追加） (2)～(3)　（省略）
１１．（偽造カード等による払戻し） （省略）	**１０．（偽造カード等による払戻し）** （省略）
１２．（盗難カードによる払戻し） （省略）	**１１．（盗難カードによる払戻し）** （省略）
１３．（カードの紛失、届出事項の変更等） （省略）	**１２．（カードの紛失、届出事項の変更等）** （省略）
１４．（カードの再発行等） （省略）	**１３．（カードの再発行等）** （省略）
１５．（貯金機、支払機、振込機への誤入力等） （省略）	**１４．（貯金機、支払機、振込機への誤入力等）** （省略）
１６．（解約、カードの利用停止等） (1)～(2)　（省略） (3)　次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。ただし、後記③の場合は、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が届出の法人であることを確認できたときに停止を解除します。 ①　第17条に定める規定に違反した場合 ②～④　（省略）	**１５．（解約、カードの利用停止等）** (1)～(2)　（省略） (3)　次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。ただし、後記③の場合は、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が届出の法人であることを確認できたときに停止を解除します。 ①　第16条に定める規定に違反した場合 ②～④　（省略）
１７．（譲渡、質入れ等の禁止） （省略）	**１６．（譲渡、質入れ等の禁止）** （省略）
１８．（規定の適用） （省略）	**１７．（規定の適用）** （省略）
以　上 （２０２２年４月１日現在）	以　上 （２０２０年４月１日現在）

付　則

この貯金規定等の改正は、令和４年４月１日から施行する。